

税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書

事業年度等 : : 法人名

別表六(二)付表六
令七・四・一以後終了事業年度等分

I 法人税に係る税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書

過去適用事業年度	過去当初申告税額控除額 (過去適用事業年度の別表六(二)「21」)	税額控除額 (過去適用事業年度の別表六(二)「18」+「19」+「20」)	(2)につき法第69条第19項により対象前各事業年度の法人税額に加算した金額	(2)につき法第69条第18項により対象前各事業年度の法人税額から控除した金額	調整後過去税額控除額 (2) + (3) - (4)	(5) > (1) の場合 税額控除不足額相当額 (((5) - (1)) 又は当初申告税額控除不足額相当額)	(1) > (5) の場合 税額控除超過額相当額 (((1) - (5)) 又は当初申告税額控除超過額相当額)
	1	2	3	4	5	6	7
・	円	円	円	円	円	円	円
・							
・							
・							
・							
・							
計							

【No.35】過去の事業年度における外国税額の控除額が増加したことに伴い、税額控除不足額相当額の控除を受ける場合には、税額控除不足額相当額の控除を受けるために必要な書類（その過去の事業年度の別表六(二)などの法規第30条の2に規定する書類）を添付した上で、6欄及び13欄のそれぞれの計の金額を、別表六(二)の22欄及び55欄にそれぞれ転記していますか。

【No.36】修正申告である場合、6欄、7欄の金額は当初申告におけるこれらの欄の金額と一致していますか。

【No.4】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

II 地方法人税に係る税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書

過去適用課税事業年度	過去当初申告税額控除額 (過去適用課税事業年度の別表六(二)「54」)	税額控除額 (過去適用課税事業年度の別表六(二)「53」)	(9)につき地方税法第12条第9項により対象前各課税事業年度の所得地方法人税額に加算した金額	(9)につき地方税法第12条第8項により対象前各課税事業年度の所得地方法人税額から控除した金額	調整後過去税額控除額 (9) + (10) - (11)	(12) > (8) の場合 税額控除不足額相当額 (((12) - (8)) 又は当初申告税額控除不足額相当額)	(8) > (12) の場合 税額控除超過額相当額 (((8) - (12)) 又は当初申告税額控除超過額相当額)
	8	9	10	11	12	13	14
・	円	円	円	円	円	円	円
・							
・							
・							
・							
・							
計							

【No.35】過去の事業年度における外国税額の控除額が減少したことに伴い、税額控除超過額相当額が生じた場合には、その過去の事業年度の別表六(二)などの法規第30条の5に規定する書類を添付した上で、7欄及び14欄のそれぞれの計の金額を、別表一の4欄及び32欄でそれぞれ加算していますか。

【No.36】修正申告である場合、13欄、14欄の金額は当初申告におけるこれらの欄の金額と一致していますか。